



第9回定時株主総会招集ご通知

株式会社 Sun Asterisk [証券コード：4053]

**Make Awesome Things
That Matter**



株 主 各 位

東京都千代田区神田紺屋町45番地1
株式会社 Sun Asterisk
代表取締役 小林 泰 平

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご通知申し上げます。

本総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主の皆様への会場へのご来場及び当社取締役の登壇を制限し、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会として実施することとしました。

株主の皆様には、書面またはインターネットによる事前の議決権行使、もしくはインターネット出席をご利用いただき、開催日当日にご来場されないようお願い申し上げます。なお、議長を含めすべての出席役員は、インターネットを通じた遠隔からの出席となり、来場しない予定です。

やむを得ず開催日当日のご来場を希望される場合は、4頁をご確認の上、事前申込みください。

敬具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年3月30日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都墨田区石原一丁目35番8号 当会社 両国スタジオ 2階
※ご来場はお控えいただき、インターネット出席のご利用をお願いします。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第9期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
- 以 上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載していますので、本提供書面には記載していません。

したがって、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部です。

◎本株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載します。

※当社ウェブサイト <https://sun-asterisk.com/ir/>



議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。「株主総会参考書類」（7頁から14頁まで）をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には次の4つの方法がございますが、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、【1】の書面または【2】のインターネットによる事前の議決権行使、もしくは【3】インターネット出席をご利用いただき、株主様の健康状態にかかわらず、開催日当日にご来場されないようお願い申し上げます。

やむを得ず開催日当日のご来場を希望される場合は、【4】をご確認の上、事前申込みください。

【1】書面による事前の議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示の上、2022年3月29日(火曜日)午後7時まで
に到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

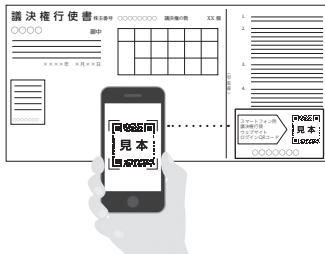
【2】インターネットによる事前の議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否を2022年3月29日（火曜日）午後7時までにご入力ください。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

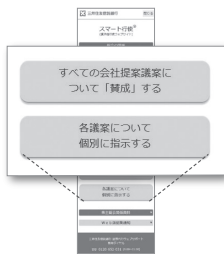
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

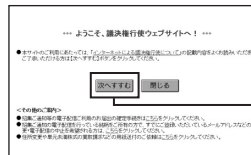
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

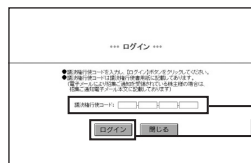
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

【3】開催日当日のインターネット出席による議決権行使

開催日当日に当社指定の「Zoomウェビナー」よりハイブリッド出席型バーチャル株主総会にインターネット出席し、ライブ中継をご視聴いただきながら、議決権行使や質問が可能です。実際に株主総会の会場にお越しいただく場合と同様に、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。以下のとおりご案内申し上げますが、詳細につきましては当社ウェブサイトをご参照ください。

①インターネット出席に関する手続き

インターネット出席される株主様は、**2022年3月22日（火曜日）午後7時まで**に、下記のウェブサイトより同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」、「議決権の個数」、「株主名」等の必要項目をご入力の上、お申し込みください。インターネット出席に必要な情報や詳細につきましては、お申し込みいただいた株主様に追ってご案内します。また、当日の円滑な株主総会運営のため、お申し込みいただいた株主様向けに事前の接続テストを実施する予定です。

ハイブリッド出席型バーチャル株主総会 インターネット出席のご案内ページ
<https://sun-asterisk.com/ir/stock/meeting/202203net>



②インターネット出席いただくための注意事項

- (1) インターネット出席によるご出席は、株主様本人に限定しており、代理人による出席はお受けできません。
- (2) バーチャル株主総会はインターネット（パソコン・スマートフォン）を利用してインターネット出席する必要があります。なお、フィーチャーフォン（ガラケー）からのインターネット出席はできません。
- (3) インターネット出席いただくにあたり、出席場所及び通信環境につきましては、株主様ご自身で用意いただく必要があります。株主様の通信環境等を原因として、株主様がインターネット出席できない場合やインターネット出席された株主様が議決権等を行使できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- (4) 当社は、バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信障害等により株主様がインターネット出席できない場合やインターネット出席された株主様が議決権等を行使できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- (5) バーチャル株主総会に参加いただくには、別途最新のZoomアプリが必須となります。Zoomは、当社ではなくZoom Video Communications, Inc.が提供するサービスです。Zoomをご利用いただくにあたっては、別途同社が定めるZoomサービス規約が適用されます。インターネット出席にあたりZoomの不具合等により株主様がインターネット出席できない場合やインターネット出席された株主様が議決権等を行使できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- (6) インターネット出席される株主様の動議については、取り上げることが困難なため、お受けしません。当日、実際の株主総会会場の出席者から動議提案がなされた場合など、招集通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、インターネット出席者は賛否の表明ができません。その場合、インターネット出席者は、棄権又は欠席として取り扱うこととなりますのであらかじめご了承ください。
- (7) インターネット出席された株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長により判断された場合、通信を強制的に途絶させていただく場合もございます。
- (8) 当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更又は中止とさせていただく場合がございます。
- (9) バーチャル株主総会参加用URLを第三者に共有すること、バーチャル株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。

【4】開催日当日のご来場(会場出席)による議決権行使

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催日当日のご来場はご遠慮いただきたく存じますが、ご来場を希望される場合は、事前申込みが必要となります。

なお、本定時株主総会においては株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため**ご来場可能な株主様を20名(申込先着順)に制限**させていただきます。申込者多数の場合は申込みを終了させていただきます。

また、ご来場いただいた場合でも、**議長を含めすべての出席役員は、ウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となり、来場いたしません**。加えて、議決権行使、ご質問、動議については、後記②の方法で行わせていただき、口頭でのご発言を通じた対応は行いませんので、あらかじめご了承ください。

①ご来場の申込方法

2022年3月15日(火曜日)午前10時から下記ウェブサイトより、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」、「議決権の個数」、「株主名」等の必要項目をご入力の上、お申込みください。なお、会場出席の事前登録については、上限人数(20名程度)に達し次第締め切らせていただきます。

第9回定時株主総会 ご来場についてのご案内ページ

<https://sun-asterisk.com/ir/stock/meeting/202203real>



②開催日当日の議決権行使、ご質問、動議の方法

飛沫拡散による新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当社が用意した用紙に記入いただく方法で行わせていただきます。

③来場時の注意事項

マスクをご着用の上、ご来場ください。

会場入口で、検温を実施させていただきます。37.5度以上の発熱がある場合は、入場をお断りさせていただきます。

株主様ご自身の議決権行使書及びお手持ちのスマートフォン、タブレットをご持参ください。

お土産のご用意はございません。

※議決権行使が重複してなされた場合のお取扱い

- (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネット投票により、複数回議決権行使をされた場合には、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) 事前行使と当日行使の双方で議決権を行使された場合は、当日行使を有効とさせていただきます。

※お問い合わせ先について

IR担当 【メール】 ir@sun-asterisk.com (受付時間10:00-19:00土日休日を除く)

オンライン株主懇談会のご案内

本定時株主総会が午前11時までに終了した場合、本総会にインターネット出席された株主様を対象として引き続き本総会で使用したZoomウェビナーにてオンライン株主懇談会を開催させていただきます。

1. 日時 2022年3月30日（水曜日）定時株主総会終了後～30分程度
2. 内容 株主様向け事業説明及び質疑応答

※本懇談会は、本定時株主総会にインターネット出席された株主様のみご参加いただけます。当日ご来場（会場出席）された株主様はご参加いただけませんので、あらかじめご了承ください。

※本定時株主総会の終了時間次第で、内容を一部変更又は中止とさせていただく場合がございます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

- ① 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正産競法」という。）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりましたので、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするため、現行定款第11条第2項を追加するものです。

なお、第11条第2項の新設は、本株主総会での決議に加え、改正産競法の定めにより、当社が実施するバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認（以下「本確認」という。）を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。

- ② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年中（2022年9月1日）に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものです。
- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものです。
 - (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設するものです。
 - (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）規定は不要となるため、これを削除するものです。
 - (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現行定款	変更案
<p><u>(招集)</u> 第11条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内に招集する。臨時株主総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む）に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(招集)</u> 第11条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内に招集する。臨時株主総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。</p> <p><u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(附則)</u> <u>(株主総会の場所に関する経過措置)</u> 第1条 定款第11条第2項の規定の新設は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則第1条は、上記の効力発生日をもってこれを削除する。</p>
(新設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第2条 定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p>
(新設)	<p>2前項の規定にかかわらず、施行日の6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p>
(新設)	<p>3本条の規定は、施行日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、社外取締役1名を含む取締役5名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しています。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当	備考
1	<small>こばやし たいへい</small> 小林 泰平	代表取締役 経営全般	<input type="checkbox"/> 再任
2	<small>はっとり ゆうすけ</small> 服部 裕輔	取締役 経営管理担当	<input type="checkbox"/> 再任
3	<small>うめだ たくや</small> 梅田 琢也	取締役 事業推進担当	<input type="checkbox"/> 再任
4	<small>ひらい まこと</small> 平井 誠人	取締役	<input type="checkbox"/> 再任
5	<small>みかみ ともこ</small> 三上 智子	—	<input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	こばやしたいへい 小林 泰平 (1983年11月17日)	2010年 4月 インタープリズム株式会社入社 2012年10月 Framgia Vietnam Co.,Ltd (現Sun Asterisk Vietnam Co.,Ltd.) COO就任 2015年 9月 Framgia Vietnam Co.,Ltd (現Sun Asterisk Vietnam Co.,Ltd.) CEO就任 (現任) 2017年12月 当社代表取締役就任 (現任) 2018年12月 グルーヴ・ギア株式会社取締役就任 (現任) 2021年 9月 株式会社Trys取締役就任 2022年 1月 株式会社Trys代表取締役就任 (現任)	2,920,000株
(取締役候補者とする理由) 取締役の平井誠人氏とともに当社グループを創業し、デジタル・クリエイティブスタジオ事業の立ち上げに従事。当社グループの重要拠点であるベトナム法人のCEOを経て、2017年12月より当社グループの代表として経営にあたり、企業価値向上に貢献しています。これらのことから今後の更なる当社グループの成長のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	はっとりゆうすけ 服部 裕輔 (1975年4月14日)	1998年 4月 株式会社インテリジェンス (現パーソルキャリア株式会社) 入社 2010年 4月 英創人材服務 (上海) 有限公司董事就任 2010年 5月 株式会社インテリジェンスエグゼクティブサーチ取締役就任 2013年 3月 株式会社アイピース (当社) 設立 取締役就任(現任) 2018年12月 グルーヴ・ギア株式会社取締役就任 (現任) 2021年 9月 株式会社Trys取締役就任 (現任)	5,774,000株
(取締役候補者とする理由) 2013年の当社設立以来一貫して当社取締役を務め、前職も含めて長年にわたる経営経験を有するとともに、グローバルかつ複数のサービスラインで事業展開を行う当社グループの適切な意思決定、経営管理の実現を図っています。これらのことから今後の更なる当社グループの成長のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	うめだたくや 梅田琢也 (1981年3月24日)	2008年6月 Maxim Group入社 2009年6月 Ships 21株式会社入社 2009年11月 山前商事株式会社入社 2014年9月 株式会社スペイシー入社 2015年10月 株式会社スペイシー取締役就任 2018年4月 当社入社 2019年12月 当社取締役就任(現任) 2021年1月 株式会社NEWh取締役就任(現任)	90,000株
<p>(取締役候補者とする理由)</p> <p>2018年に当社に入社し、前職のスタートアップの経営者として培ってきた経験と知見を活かし、2019年4月の当社執行役員就任及び同年12月の当社取締役に就任後は、当社の経営的な立場から積極的に提言等を行い、当社の企業価値向上に貢献しています。このような実績を踏まえ、今後の当社グループの成長のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	ひらいまこと 平井誠人 (1976年1月24日)	2000年4月 三菱商事株式会社入社 2000年7月 株式会社インテリジェンス(現パーソルキャリア株式会社)入社 2003年10月 株式会社I&Gパートナーズ(現株式会社アトラエ)取締役就任 2010年11月 株式会社AOI Pro.入社 2012年7月 旧株式会社フランジア・ジャパン設立代表取締役就任 2017年12月 当社取締役就任(現任)	11,539,800株
<p>(取締役候補者とする理由)</p> <p>2012年に旧株式会社フランジア・ジャパンを設立後、当社グループの創業者として経営を牽引し、当社グループの適切な意思決定、経営監督の実現を図っています。これらのことから今後の更なる当社グループの成長のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	※ み か み と も こ 三 上 智 子 (1974年1月21日)	1997年4月 株式会社富士経済入社 2001年8月 デル株式会社入社 2005年7月 日本マイクロソフト株式会社入社 2016年1月 同執行役員就任 2021年6月 株式会社山口フィナンシャルグループ社外取締役(現任) 2022年1月 日本マイクロソフト株式会社執行役員常務コーポレートソリューション事業本部長兼デジタルセールス事業本部長(現任) (重要な兼職の状況) 日本マイクロソフト株式会社執行役員常務コーポレートソリューション事業本部長兼デジタルセールス事業本部長	一株
<p>(社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要)</p> <p>日本マイクロソフト株式会社執行役員常務として、ITを活用したDX(デジタルトランスフォーメーション)推進に深く携わっていることに加え、グローバルのIT動向にも深い知見を有していることから、当社グループの中長期的な成長に向けた的確な助言、当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化のために適任であると判断し、社外取締役候補者となりました。</p> <p>(候補者の独立性について)</p> <p>三上智子氏が執行役員である日本マイクロソフト株式会社と、当社グループとの取引関係等については同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高および当社の連結経常利益に占める同社グループとの取引による利益がいずれも1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。</p>			

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者です。

2. 三上智子氏が執行役員である日本マイクロソフト株式会社と当社との間には、同社製品の購入及びエンタープライズ向けに新規事業開発の推進やスタートアップ向けのグロース支援(日本マイクロソフトが展開する「Microsoft for Startups」)にかかる包括連携等の営業取引があります。
その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の所有する当社の株式数は、2021年12月31日現在の状況を記載しています。
4. 三上智子氏は、社外取締役候補者です。
5. 三上智子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。
6. 三上智子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者が法律上の損害賠償責任に基づいて負担する損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。なお、当該役員等賠償責任保険契約のその他内容は後記事業報告27頁「4.会社役員の状況(3)役員賠償等責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。

(ご参考)

取締役のスキルマトリクス（本総会にて第2号議案が承認され、選任された場合）

氏名	役職	属性		経験・専門性							
		独立性	男性：M 女性：F	企業のCEO /経営トップ	当社事業 /業界経験	デジタル /テクノロジー	マーケティング /セールス	グローバル	人事・人材開発	財務/経理	コンプライアンス/ リスク管理
小林 泰平	代表取締役		M	○	○	○	○	○	○		
服部 裕輔	取締役		M	○	○		○		○	○	○
梅田 琢也	取締役		M		○		○	○	○	○	
平井 誠人	取締役		M	○	○		○		○		
二本柳 健	取締役 常勤監査等委員		M					○		○	○
小澤 稔弘	社外取締役 監査等委員	○	M	○	○	○					○
石井 絵梨子	社外取締役 監査等委員	○	F					○			○
三上 智子	社外取締役	○	F		○	○	○	○			

(注) 上記は各取締役の有するすべてのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前連結会計年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大による厳しい状況が長期化しました。2022年に入っても収束の目処が立っていないことにより、依然として不透明な状況が継続しています。

当社グループがサービスを提供するデジタル・クリエイティブスタジオ関連市場においては、新型コロナウイルスへの対応を行い、新しい生活様式が定着していく中で、リモートワークや各種サービスのデジタル化が広く浸透してきています。また、ビジネスシーン以外においても様々なサービスにおいてデジタルトランスフォーメーションが進むことが予想されます。

こうした経営環境の中、当社グループは、顧客の課題に応じて必要なサービスを提供すべく、「デジタル・クリエイティブスタジオ事業」という単一セグメントの中で、顧客と共にデジタルプロダクトを創造していく「クリエイティブ&エンジニアリング」と、デジタルプロダクトの創造に必要な人材を発掘・育成し、顧客に輩出していく「タレントプラットフォーム」という2つのサービスラインを展開し、顧客数及び顧客単価の拡大を重点課題として取り組んでいます。

「クリエイティブ&エンジニアリング」においては、既存顧客からの継続・安定した堅調な受注と、新規顧客の増加が継続していることにより、当連結会計年度末におけるストック型顧客数は95社、月次平均顧客単価は4,752千円、売上高は6,833,288千円（前連結会計年度比57.9%増）となりました。このうち、2021年9月に子会社化した株式会社Trysの2021年10月から12月の売上高は306,249千円でした。

「タレントプラットフォーム」においては、企業の採用意欲が緩やかに回復傾向にあり、売上高は1,197,561千円（前年同期比15.3%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,030,849千円（前連結会計年度比49.6%増）、営業利益は1,411,268千円（同59.2%増）、経常利益は1,574,338千円（同69.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,301,554千円（同61.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した当社グループの設備投資の総額は51,655千円です。その主な内容は、業務で使用するPC等の購入30,336千円です。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社はデジタル・クリエイティブスタジオ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

③ 重要な組織再編等の状況

当社は、2021年1月4日付で、100%出資子会社、株式会社NEWhを設立しています。

当社は、2021年9月15日付で、株式会社Trysのすべての株式を取得し、同社を連結子会社としました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2018年12月期)	第 7 期 (2019年12月期)	第 8 期 (2020年12月期)	第 9 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高(千円)	2,218,783	4,529,508	5,367,633	8,030,849
経常利益(千円)	325,938	486,189	926,907	1,574,338
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	276,760	410,832	804,388	1,301,554
1株当たり当期純利益(円)	9.02	13.17	22.93	34.79
総資産(千円)	1,620,626	3,355,508	6,216,907	8,395,499
純資産(千円)	626,206	2,028,653	5,017,825	6,586,008
1株当たり純資産(円)	20.19	61.27	136.20	174.53

- (注) 1. 第6期は決算期変更により2018年3月1日から2018年12月31日までの10ヶ月間となっています。
2. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しています。
3. 当社は、2018年12月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合、2020年3月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っていますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しています。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2018年12月期)	第 7 期 (2019年12月期)	第 8 期 (2020年12月期)	第 9 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高(千円)	2,210,368	3,300,888	4,368,441	6,549,295
経 常 利 益(千円)	121,258	98,180	139,362	337,001
当 期 純 利 益(千円)	86,139	70,663	101,178	249,246
1 株当たり当期純利益 (円)	2.81	2.27	2.88	6.66
総 資 産(千円)	1,131,079	2,479,342	4,860,915	5,070,880
純 資 産(千円)	300,324	1,370,387	3,697,736	4,022,631
1 株当たり純資産 (円)	9.68	41.39	100.36	106.60

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しています。
2. 第6期は決算期変更により2018年3月1日から2018年12月31日までの10ヶ月間となっています。
3. 当社は、2018年12月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合、2020年3月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っていますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しています。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Sun Asterisk Vietnam Co., Ltd	5.5千USD	100%	ソフトウェア開発・IT人材育成・紹介
グローヴ・ギア株式会社	10,000千円	100%	IT人材育成・紹介
株式会社NEWh	30,000千円	100%	イノベーションデザイン&スタジオ
株式会社Trys	100,000千円	100%	ゲーム開発・運営、デジタルコンテンツ制作

- (注) 1. 2021年1月4日に株式会社NEWhを設立しました。
2. 2021年9月15日に株式会社Trysのすべての株式を取得し、同社を連結子会社としました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、今後のさらなる成長を実現する上で、以下の事項を経営課題として重視しています。

① 組織能力の拡充・強化、人材の発掘・育成

当社グループの業績は現在のところ順調に推移していますが、組織能力の拡充・強化を通じて、成長を確かなものとする必要があります。また、持続的な成長のためには、当社のカルチャーに合った専門性を有する優秀な人材の採用と既存社員のスキルの底上げが最重要課題と考えます。当社は優秀な人材の採用を積極的に行っていくと同時に、社員に対して当社のミッション・バリューを深く浸透させ、かつ、個々のスキルを底上げするような研修を実施していく等の人材育成に取り組んでいきます。

また、当社グループでは、日本の少子高齢化による高度IT人材の危機的不足が今後さらに拡大していく、という社会課題に対して、海外の大学等との産学連携の取り組みを通じて多くの人材を輩出していくことが重要だと考えています。当社グループで手掛けている12の大学との産学連携や教育プログラム提供の取り組みの拡大にとどまらず、教育手法のコモディティ化を進め、人材発掘・育成の質、量、スピードを高めていきます。

② 新たな収益モデルによる収益機会の多様化及び新領域への展開

当社グループの事業は、主にサービスの成長にコミットするデジタルライゼーション市場での取り組みとなります。当社もクライアントと共にリスクテイクする代わりに、サービスの収益に応じたレベニューシェアでの取り組みや、スタートアップ企業の創業時、アーリーステージでの資本参加を中心に23社のスタートアップ企業への投資を実行しています。当社グループでは、投資後もスタートアップの成長に必要な機能を随時サポートすることで、投資先株式の価値向上に貢献しています。

こういった取り組みにより、デジタル・クリエイティブスタジオ事業の従来の収益に加えて、レベニューシェア契約からの売上・利益や、投資先の株式の売却益等、多様な収益機会を狙うことが可能となっています。

今後も当社グループの強みを生かして価値向上による新たな収益モデルにも取り組んでいきます。

また、ブロックチェーンがもたらしたファットプロトコル（注1）を活用したDeFi（注2）、NFT（注3）などのソリューションが、GameFi（注4）、Play to earn（注5）、Metaverse（注6）など新しいビジネスモデルを生み出しています。当社グループも研究開発で獲得した技術力をベースにこういったWeb3（注7）領域の事業

展開にも取り組んでいきます。

- (注) 1. ファットプロトコル：ブロックチェーンにおいては、アプリケーションと比較してプロトコルの価値の比率が高くなるという考え方のこと。
2. DeFi：分散型金融（Decentralized Finance）略称。中央で金融資産を管理する中央集権システムを必要としない金融仲介アプリケーションのこと。
3. NFT：非代替性トークン（Non-Fungible Token）の略称。ブロックチェーン上に記録される一意で代替不可能なデータ単位。画像・動画等のデジタルファイルを関連づけて所有権の公的な証明をすることができる。
4. GameFi：ゲーム（Game）と金融（Finance）を組み合わせた造語。NFTで用いられるブロックチェーン技術を利用して作られたゲーム。
5. Play to earn：GameFiの一つ。NFTの技術を用いたゲーム内のアイテムなどデジタル資産を売買することで収益を得ること。
6. Metaverse：コンピュータやコンピュータネットワークの中に構築された、現実世界とは異なる3次元の仮想空間やそのサービスのこと。
7. Web3：ブロックチェーン技術によって実現されようとしている新しい分散型のWeb世界。Web3では、単一のサーバーやデータベースに代わり、ユーザー一人ひとりが参加するネットワークがサービス提供する基盤となる。

③ 技術力の更なる強化

当社グループでは、デジタルイゼーション市場の変化の早さに対応するために最先端のテクノロジーへの投資に注力し顧客の事業成長の更なる向上に取り組んでいきます。AI（注1）、エッジコンピューティング（注2）、ブロックチェーン（注3）、サイバーセキュリティ（注4）、ディープフェイク（注5）、IoT（注6）などの研究開発を主にベトナム子会社内の研究開発チームにて行い、最先端技術の社会実装に向けて技術力の強化に向けて取り組んでいきます。

- (注) 1. AI：人工知能（artificial intelligence）の略称。人工的にコンピューター上などで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術を指す。
2. エッジコンピューティング：端末の近くにサーバーを分散配置するネットワーク技法のひとつ。
3. ブロックチェーン：分散型台帳技術、または、分散型ネットワークのことで、ビットコインの中核技術を原型とするデータベース。ブロックと呼ばれる順序

付けられたレコードの連続的に増加するリストを持つ。各ブロックには、タイムスタンプと前のブロックへのリンクが含まれている。

4. サイバーセキュリティー：サイバー領域におけるセキュリティを指す。
5. ディープフェイク：人工知能に基づく人物画像合成の技術を指す。
6. IoT：モノのインターネット（Internet of Things）の略称。センサーやデバイスといった「モノ」がインターネットを通じてクラウドやサーバーに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

④ 内部管理体制の更なる強化

当社グループは、更なる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、効率的なオペレーション体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しており、コンプライアンス体制及び内部統制の充実・強化を図ってまいります。

⑤ 情報管理体制の更なる強化

当社グループでは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格であるISO27001:2013の認証を取得していますが、事業を通じて多くの顧客の企業情報や顧客が保有する個人情報等、様々な機密情報に接する機会があります。従って情報管理体制を継続的に強化していくことが重要だと考えています。現在情報管理やセキュリティ管理に関する施策には万全の注意を払っていますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループは、デジタル・クリエイティブスタジオ事業の単一セグメントで事業を行っています。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

① 当社

本	社	東京都千代田区
---	---	---------

② 子会社

Sun Asterisk Vietnam Co., Ltd	本社 (ベトナム ハノイ市)
グ ル ー ヴ ・ ギ ア 株 式 会 社	本社 (東京都千代田区)
株 式 会 社 N E W h	本社 (東京都千代田区)
株 式 会 社 T r y s	本社 (東京都港区)

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,633 (202) 名	335名増 (17名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイトを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しています。
2. 当社グループは、デジタル・クリエイティブスタジオ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
172 (1) 名	47名増 (一名)	33.5歳	1.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイトを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しています。
2. 当社は、デジタル・クリエイティブスタジオ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
3. 当期中において、従業員数が47名増加しています。これは主に事業の拡大に伴う期中採用者が増加したことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 きらぼし 銀行	80,609千円
株式会社 三菱 UFJ 銀行	80,000千円
株式会社 みずほ 銀行	56,167千円
株式会社 三井住友 銀行	51,657千円
株式会社 りそな 銀行	50,501千円
株式会社 日本政策金融公庫	27,950千円
株式会社 千葉 銀行	12,470千円

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 136,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 37,733,500株（自己株式106株を含む）
 (注) 新株予約権の権利行使に伴う新株式発行により、893,500株増加しています。
 (3) 株主数 9,280名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
平井誠人	11,539千株	30.58%
服部裕輔	5,774	15.30
藤本一成	3,220	8.53
小林泰平	2,920	7.73
農林中金キャピタル2019 投資事業有限責任組合	1,357	3.59
高倉健一	1,170	3.10
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	843	2.23
株式会社日本カストディ銀行 （証券投資信託口）	739	1.95
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	643	1.70
石塚保行	620	1.64

- (注) 1. 持株会比率は自己株式（106株）を控除して計算しています。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

3. 新株予約権等の状況

新株予約権等に関する重要な事項

当社は、ストックオプション制度に準じた制度として、時価発行新株予約権信託®を活用したインセンティブプランを導入しています。概要は次のとおりです。

	第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2018年12月3日
新 株 予 約 権 の 数	156,000個
付 与 対 象 者 及 び 人 数	受託者 糸井俊博 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 3,120,000株 (注) 2 (新株予約権1個につき 20株)
新 株 予 約 権 の 行 使 時 の 払 込 金 額	新株予約権1個あたり1,600円 (注) 2
新 株 予 約 権 の 権 利 行 使 期 間	2020年4月1日から 2033年12月6日まで
行 使 の 条 件	(注) 3

(注) 1. 本新株予約権は、糸井俊博氏を受託者とする信託に割り当てられ、当社グループの役員及び従業員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。

2. 2020年3月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っています。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されています。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりです。

(1) 本第1回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」といいます。）は、本第1回新株予約権を行使することができず、受託者より本第1回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第1回新株予約権者」といいます。）のみが本第1回新株予約権を行使できることとする。

(2) 本第1回新株予約権者は、①から③のいずれかの期間の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。）における営業利益が、600百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

①2019年1月1日～2019年12月31日

②2020年1月1日～2020年12月31日

③2021年1月1日～2021年12月31日

- (3) 上記(2)にかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
- ①行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - ②本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - ③本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
 - ④本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき。
- (4) 本第1回新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに顧問、業務委託先及び業務提携先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 本第1回新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第1回新株予約権を行使することができない。
- (6) 本第1回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (7) 本第1回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	小 林 泰 平	経営全般 Sun Asterisk Vietnam Co., Ltd CEO グルーヴ・ギア株式会社 取締役 株式会社Trys 取締役
取 締 役	服 部 裕 輔	経営管理担当 グルーヴ・ギア株式会社 取締役 株式会社Trys 取締役
取 締 役	梅 田 琢 也	事業推進担当 株式会社NEWWh取締役
取 締 役	平 井 誠 人	
取 締 役 (常勤監査等委員)	二 本 柳 健	Sun Asterisk Vietnam Co., Ltd 監査役 グルーヴ・ギア株式会社 監査役 株式会社NEWWh 監査役 株式会社Trys 監査役
取 締 役 (監査等委員)	小 澤 稔 弘	株式会社ファイントゥデイ資生堂 専務執行役員 CIO IT本部長
取 締 役 (監査等委員)	石 井 絵 梨 子	新幸総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 小澤稔弘氏及び取締役 (監査等委員) 石井絵梨子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、二本柳健氏を常勤の監査等委員に選定しています。
3. 取締役 (監査等委員) 小澤稔弘氏及び取締役 (監査等委員) 石井絵梨子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
4. 取締役 (常勤監査等委員) 二本柳健氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計・監査に関する相当程度の知見を有しています。
5. 取締役 (監査等委員) 石井絵梨子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しています。
6. 取締役 (監査等委員) 浅野弘揮氏は、2021年3月30日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

(3) 役員賠償等責任保険契約（D&O保険）の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償等責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し行った行為に起因して役員等に損害賠償請求がなされたことにより、役員等が負担する損害賠償責任に基づき負担する損害を当該保険契約により補填することとしています。ただし、被保険者の背任行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為等で被保険者自身の損害は、補償の対象としないこととしています。当該役員等賠償責任保険契約についてその保険料を当社が全額負担しています。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

また、2021年10月20日開催の取締役会において、指名報酬委員会の設置を決議しています。これにより、第10期以降の取締役（監査等委員である取締役を除く）の個別報酬等の内容決定については、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議によるものとなります。当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く）の個別報酬等の内容決定については、上記の決議前であることから、監査等委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議しています。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成の可否に応じて予め定めた額を賞与(事前確定届出給与)として毎年、一定の時期(12月)に支給する。2022年2月25日開催の取締役会において、第10期以降の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成の可否に応じて算定された額を支給することを決議した。目標値は前事業年度の決算短信に記載の「連結業績予想の売上高及び営業利益」とする。

目標となる業績指標とその値は、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、上場後5年以内に何らかの株式報酬制度を検討し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえて導入を行うものとする。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、当面の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝55～75%：45～25%：0%とする。

ホ .取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個別の報酬等の内容は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において決議する。また、指名報酬委員会については、その過半数を社外取締役とする。なお、監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議により決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の種類別の総額(千円)		
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	4	55,792	32,172	—
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4 (3)	17,800 (6,600)	—	—
合計 (うち社外役員)	8 (3)	73,592 (6,600)	32,172	—

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年3月30日開催の第7回定時株主総会における決議により、以下のとおり定められています。
- ①取締役(監査等委員である取締役を除く)：年額500,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。
 - ②監査等委員である取締役：年額50,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち、社外取締役2名)です。
2. 上記には、2021年3月30日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名(うち社外取締役1名)を含んでいます。
3. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成の可否に応じて予め定めた額を賞与(事前確定届出給与)として毎年、一定の時期(12月)に支給しています。当事業年度は、連結営業利益の目標値が達成されたため、2021年3月30日開催の取締役会において決議された役員賞与32,172千円を2021年12月に支給しています。なお、2021年12月期の連結営業利益の実績は1,411,268千円です。
4. 当社代表取締役の小林については、子会社の代表取締役を兼任しており、子会社からの報酬も発生しています。支給額については、ベトナム労働法第90条により、従業員に支給する給与額は政府で定められている最低賃金×107%より高くする必要があり、他の管理職との給与レンジの整合性がとれるよう賃金テーブルを定め、2021年3月30日開催の取締役会において承認されています。そのため上記役員報酬の中には、子会社からの報酬(取締役12,965千円)を含めていません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）小澤稔弘氏は、株式会社ファイントゥデイ資生堂 専務執行役員 CIO IT本部長を兼職しています。上記1社と当社の間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）石井絵梨子氏は、新幸総合法律事務所のパートナーを兼職しています。上記1社と当社の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 小澤 稔 弘	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に、監査等委員会14回のうち14回に出席しました。取締役会、監査等委員会において、主に経営全般に関する豊富な経験、知識に基づく助言、提言を行っています。また、指名報酬委員会の委員長を務め、取締役等の指名及び報酬について重点的に審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしています。
取締役 (監査等委員) 石井 絵 梨 子	就任後に開催された取締役会10回のうち10回に、監査等委員会10回のうち10回に出席しました。取締役会、監査等委員会において、主に企業法務やガバナンスに関する豊富な経験、知識に基づく助言、提言を行っています。また、指名報酬委員会を務め、取締役等の指名及び報酬について適宜発言し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしています。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,425千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,526

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Sun Asterisk Vietnam Co., Ltdについては、Grant Thornton (VIETNAM) の監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、上場株券の売出しに係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は定めていません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けていますが、創業して間もないことから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針です。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,108,200	流 動 負 債	1,516,482
現金及び預金	5,729,288	買掛金	229,563
売掛金	988,840	1年内返済予定の長期借入金	140,732
仕掛品	101,177	未払金	61,019
その他	306,407	未払費用	268,280
貸倒引当金	△17,513	未払法人税等	207,564
固 定 資 産	1,287,298	前受金	278,746
有 形 固 定 資 産	101,720	賞与引当金	50,689
建物附属設備	42,197	その他	279,886
工具、器具及び備品	59,523	固 定 負 債	293,007
無 形 固 定 資 産	599,956	長期借入金	218,622
のれん	597,035	資産除去債務	32,637
その他	2,920	その他	41,748
投資その他の資産	585,621	負 債 合 計	1,809,490
投資有価証券	409,578	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	33,713	株 主 資 本	6,445,409
その他	167,012	資 本 金	1,704,244
貸倒引当金	△24,682	資 本 剰 余 金	1,689,244
資 産 合 計	8,395,499	利 益 剰 余 金	3,052,192
		自 己 株 式	△272
		その他の包括利益累計額	140,314
		その他有価証券評価差額金	3,091
		為替換算調整勘定	137,223
		新 株 予 約 権	284
		純 資 産 合 計	6,586,008
		負 債 純 資 産 合 計	8,395,499

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,030,849
売上原価	3,969,129
売上総利益	4,061,720
販売費及び一般管理費	2,650,452
営業利益	1,411,268
営業外収入	
受取利息	137,679
助成金収入	4,442
為替差益	11,021
投資有価証券売却益	5,011
その他	9,052
営業外費用	
支払利息	1,697
株式交付費	460
投資有価証券評価損	526
その他	1,452
経常利益	1,574,338
特別利益	
固定資産売却益	631
特別損失	
減損損失	1,112
出資金評価損	10,872
税金等調整前当期純利益	1,562,986
法人税、住民税及び事業税	266,476
法人税等調整額	△5,045
当期純利益	1,301,554
親会社株主に帰属する当期純利益	1,301,554

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,708,115	流動負債	976,090
現金及び預金	2,322,878	買掛金	136,260
売掛金	739,807	1年内返済予定の長期借入金	87,469
仕掛品	64,315	未払金	27,358
前渡金	395,459	未払費用	160,603
前払費用	90,546	未払法人税等	96,917
短期貸付金	103,218	未払消費税等	178,418
未収入金	6,256	前受金	223,047
その他	839	賞与引当金	47,566
貸倒引当金	△15,205	その他	18,449
固定資産	1,362,764	固定負債	72,159
有形固定資産	46,904	長期借入金	66,111
建物附属設備	11,424	資産除去債務	6,048
工具、器具及び備品	35,479	負債合計	1,048,249
投資その他の資産	1,315,860	(純資産の部)	
投資有価証券	389,490	株主資本	4,019,255
関係会社株式	802,561	資本金	1,704,244
関係会社出資金	46,419	資本剰余金	1,689,244
出資金	10	資本準備金	1,689,244
長期前払費用	181	利益剰余金	626,038
繰延税金資産	32,178	その他利益剰余金	626,038
その他	65,520	繰越利益剰余金	626,038
貸倒引当金	△20,501	自己株式	△272
資産合計	5,070,880	評価・換算差額等	3,091
		その他有価証券評価差額金	3,091
		新株予約権	284
		純資産合計	4,022,631
		負債純資産合計	5,070,880

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,549,295
売上原価	4,879,042
売上総利益	1,670,252
販売費及び一般管理費	1,344,930
営業利益	325,321
営業外収益	
受取利息	145
助成金収入	3,192
投資有価証券売却益	5,011
その他	5,612
	13,961
営業外費用	
支払利息	1,278
株式交付費	460
投資有価証券評価損	526
その他	16
	2,281
経常利益	337,001
税引前当期純利益	337,001
法人税、住民税及び事業税	99,835
法人税等調整額	△12,080
当期純利益	249,246

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社Sun Asterisk

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 柳 下 敏 男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 清 水 幸 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Sun Asteriskの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Sun Asterisk及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社Sun Asterisk
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 柳 下 敏 男 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 清 水 幸 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Sun Asteriskの2021年1月1日から2021年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、職務の分担等に従い、電話又はインターネット等を経由した手段を活用しながら会社の内部統制部門と連携の上、ウェブ会議システムを使用して重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、ウェブ会議システムを使用して子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月22日

株式会社 Sun Asterisk
監 査 等 委 員 会
常 勤 監 査 等 委 員 二 本 柳 健 ㊟
監 査 等 委 員 小 澤 稔 弘 ㊟
監 査 等 委 員 石 井 絵 梨 子 ㊟

(注) 監査等委員小澤稔弘及び石井絵梨子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都墨田区石原一丁目35番8号
株式会社Sun Asterisk 両国スタジオ2階
TEL 03-6419-7655



交通 JR「両国」駅 東口より 徒歩約15分
都営大江戸線「両国」駅 A2番出口より 徒歩約10分

お願い：駐車場のご用意はありませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。また、こちらの会場にはエレベーターがございませんのであらかじめご了承ください。車椅子でお越しの方は、お近くのスタッフまでお声掛けください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。